

研究ノート

池田ロートブラット対談「地球平和への探求」の視座から観るウクライナと人類の危機を打開する希望への処方箋の法哲理

——核兵器の先制不使用プロセスと G7 Hiroshima Vision 及び NPT の射程に関する核廃絶法理研究の予備的考察ノート——

創価大学大学院国際平和学研究科客員教授 田中福一郎¹⁾

創立者を偲びここに慎みて追悼を捧げつつ

はじめに

本学創立者池田先生の恩師である戸田城聖先生の原水爆禁止宣言²⁾から66年、ウクライナ危機勃発以来、核使用の危機が第二次大戦後の人類史上最も迫るなかで、池田先生により2022年から兩年にかけ、三度に亘り核兵器先制不使用提言がなされている。この機会に玉井秀樹本学平和問題研究所長、小出稔本学大学院国際平和学研究科長より高配賜り、寄稿資料ノートとして、ハーグ弾道ミサイル不拡散部会及びワッセナー国際武器技術輸出監理部会における実務経験を通じた自身の外交観もよすがとして、池田先生の核兵器先制不使用提言につき、以下三つの論点に絞り分析を試みさせていただきたい。核廃絶法理研究へ向けて予備的考察のひとつともなれば幸いと願うものである。

1 核兵器の先制不使用提言の淵源

池田ロートブラット対談「地球平和への探求」発刊へ向けて、最終的にロートブラット博士による推敲作業の一切が終えられたのは2005年8月上旬であった。「ロ」博士の平和行動の原点となった広島・長崎への原爆投下という人類の惨劇から、その60年目の夏、同博士は逝去された。池田先生は、この「ロ」博士との対談集「地球平和への探求」のなかで、つぎのように述べている。

「博士が半生を捧げた、平和のための科学者の団体「バグウォッシュ会議」が発足したのは一九五七年——。

時を同じくして日本で、核兵器を「絶対悪」と指弾し、その廃絶を“遺訓の第一”として青年に託したのが、わが師、戸田城聖・創価学会第二代会長であった。

両者は、相まみえることはなかったが、不毛なイデオロギー対立を超えて、核兵器の存在を許さぬ点で、深く一致していた。³⁾

ここに述べられた遺訓の第一を受け継がれるかたちで、池田先生は「ロ」博士との対談のなかで共有された核廃絶と核先制不使用プロセスの重要性について、2022年から両年に亘り三度におよぶ核兵器先制不使用提言⁴⁾において論及されている。なかんずく、「ロ」博士と見解が一致し、核の全廃に向けたステップのなかで、核の先制不使用の合意のプロセスが最も重要なものとして、ウクライナと人類の危機を打開する希望への処方箋としてG7広島サミットに向けた提言というかたちを用いて、国際社会の各国指導層にむけて諒曉されたことが、いま混迷する国際情勢のなかきわめて大事なことであると思料される。

とりわけ、池田先生のG7広島サミットにむけた提言では、以下5つの論点が提唱されている。

すなわち、(1) 22年1月にNPTの核兵器国である5カ国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国）の首脳が、「核戦争に勝者はなく、決して

戦ってはならない」との原則を確認した共同声明を、核使用のリスクを低減させるための足場にすべきであるとされている。

(2) これに加えて、その後に合意された共通認識として注目すべきものとして、22年11月のインドネシアでのG20サミット（主要20カ国・地域首脳会議）で、首脳宣言に記された「核兵器の使用又はその威嚇は許されない」との文言を挙げられている。

(3) G20には、核兵器国の5カ国や、核兵器を保有するインドのほか、核兵器に安全保障を依存する国々（ドイツ、イタリア、カナダ、日本、オーストラリア、韓国）が含まれていることを指摘され、2021年に発効した核兵器禁止条約の根幹に脈打つ、「核兵器の使用又はその威嚇は許されない」との認識を明記するまでに至ったことの重要性が評価されるとしている。

さらに、(4) G20の首脳宣言で、この認識と併せて、「今日の時代は戦争の時代であってはならない」と強調したことをふまえて、G7サミットでもこのG20サミットにおける二つのメッセージをふまえて広島から力強く発信し、その上で、(5) G7の首脳が被爆の実相と核時代の教訓を見つめ直す機会を通じて、「核兵器の使用又はその威嚇は許されない」との認識を政策転換につながるために、「核兵器の先制不使用」の誓約について真摯に討議するよう呼びかけている。

上述の5つの論点のうち、最後の結論部分の論点がG7 Hiroshima Visionで活かされるべきもっとも重要な核政策転換提言の核心であったと思料される。

2 G7 Hiroshima Vision と核先制不使用提言の関連分析

これについて、2023年のG7広島サミットで採択されたG7 Hiroshima Visionでは、核文書をG7としてはじめて独立したものとして発出に至っていることが何にもまして重要な事実と考えられる。そして池田先生による上述の理念が、以下のG7 Hiroshima Visionに採択された以下二つの文段に泌沈

されていると思料される。すなわち、

- (1) 冷戦終結以後に達成された世界の核兵器数の全体的な減少は継続しなければならず、逆行させてはならない。核兵器不拡散条約 (NPT) は、国際的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮及び原子力の平和的利用を追求するための基礎として堅持されなければならない。
- (2) G7 は、全ての者にとっての安全が損なわれない形で、現実的で、実践的な、責任あるアプローチを通じて達成される、核兵器のない世界という究極の目標に向けた我々のコミットメントを再確認する。

という文言を分析するならば、G7 Hiroshima Vision の核心部分において核廃絶の究極の目標に向けたコミットメントを再確認するとして言及されたことにより、国際法主体性を有する諸国政府によるこれまでの核先制不使用表明は含意されることが法理学として妥当と解されるからである。すなわち、国際法の一般原則である禁反言の法理として、国際法上の主体が従前に核軍縮の政策表明をしたものについては、それが国際慣行上の強制規範 (jus cogens) としては未だ途上ではあっても、不戦条約から国連憲章にかけての一般国際法規範の一つとして、乃至は、すくなくとも国際慣行 (de facto) の一つとして認識されると解されると解されるからである。

また更に、今回の G7 Hiroshima Vision では、核廃絶に向け、核兵器の拡散を元から断つという抜本的な発想からなる所謂カットオフ条約のプロセス導入も盛り込まれたことが評価されるものと思料する。すなわち、

- (1) 長きにわたって遅延している、核兵器又は他の核爆発装置に用いるための核分裂性物質の生産を禁止する条約の即時交渉開始を求める。
- (2) 2023年は、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) を求める国連総会決議のコンセンサス採択から三十年目の年に当たり、G7 は、核軍備競争の再発を阻止するための優先行動として、あらゆる個別の、又は補完的な取組を含め、FMCT への政治的関心を再び集めることを全ての国に強く求める。

これら具体的な文言が G7 として国際社会に明示的に発信された事実は見落

とされてはならないものと思料される。

3 核兵器不拡散条約（NPT）の射程と核先制不使用の法哲理

従来、いわゆる NPT (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons) 条約のグランド・バーゲンといわれる核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用のトリレンマにおけるバランス原則の射程の照準をどこに定めるかが、核兵器保有国と非保有国の間で定まらなかったことが指摘される。

すなわち、核兵器保有国の核軍縮義務が十分果たされていないのではないかという非保有国側の不満の高まりである。

その不満の高まりを背景に核非保有国により後押しされたものが、2021年1月に発効した核兵器禁止条約である。多くの非核国で共有された「安全保障観」におけるパラダイムシフトにより誕生した本条約は、核兵器を「非人道兵器」として、その開発、保有、使用あるいは使用の威嚇を含むあらゆる活動を例外なく禁止した国際条約である。しかしながら、その第18条は、NPT上の義務よりも当該条約の義務を優先している。すなわち、今やこの規定により両条約の間にジレンマが生じ、核を持つ国と持たざる諸国間の亀裂打開は見えない状況である。

ここにおいて、創立者は、2023年 G7広島サミットへの提言において、“希望への処方箋”となるのが、核兵器国の先制不使用の誓約であるとしている。すなわち、核の先制不使用原則を規範化することで「核兵器のない世界」を実現するための両輪ともいべき NPT と核兵器禁止条約をつなぎ、力強く回転させる“車軸”となりうるとされているのである。そして、この考え方につき、以前に創立者との対談の中で、ロートブラット博士も、核の先制不使用および核の原則不使用に関する合意の成立を求めることが、核の全廃に向けたステップの中で最も重要なものであるとして、その条約化についても提言している⁵⁾。

ロートブラット博士が核の先制不使用原則の条約化を提言したことは、国際法上の規範として上位の法源となるからであると思料される。他方、条約化に

至らないまでも、国連の実務上でも次のように核先制不使用に向けた規範について言及がされて来ていることが注視に値すると考察される。

すなわち1978年の第1回国連軍縮特別総会において5核兵器国がそれぞれ国連非核兵器国に対する消極的安全保証をするという一方的宣言は行っている。また、1995年NPT運用検討・延長会議に先立つ1995年4月に、核兵器国は、従来行ってきた一方的宣言をほぼそのままの形で改めて宣言するとともに、国連安保理は、それら宣言への留意を含む非核兵器国に対する消極的安全保証に関する国連安保理決議第984号を採択している⁶⁾。

また、国連の中満泉軍縮担当上級代表が国連を代表して2022年10月3日、「いま核兵器の使用が受け入れがたいほどに起こりうる範囲内にある」と懸念を表明し、人類を絶滅から救う即時の措置として核兵器の先制不使用を約束することをすべての核保有国に対し、緊急訴求を行なっている⁷⁾。

以上の考察に基づき、核兵器先制不使用について、法理学上の観点に鑑み、国連における慣行を直ちに国際法規範の成立には繋げられないものの、国連総会決議および国連安全保障理事会決議の累積により国際法の一般規範の基礎を構成することができると解すべきであることをここに付言しておきたい。

4 むすびにかえて

創立者は、「戦争ほど、残酷なものはない。戦争ほど、悲惨なものはない。」の冒頭の一行から「人間革命」全12巻の執筆を1964年12月に開始された。その後、「平和ほど、尊きものはない。平和ほど、幸福なものはない。平和こそ、人類の進むべき、根本の第一歩であらねばならない。」との冒頭文ではじまる「新・人間革命」全30巻を2018年9月8日に脱稿された。それは、創立者の恩師戸田城聖先生による1957年9月8日の原水爆禁止宣言を遺訓の第一とされた日より数えて、まさに61年後の同月同日であった。

核の使用を正当化する思想の根を断ち切るという原点に立ち返って観るとき、戦争に善き戦争などというものは絶対になく、また平和に悪しき平和などというものも絶対になく、ここに考察するものである。ここに、創立者へ

の追悼を捧げつつ、核廃絶法理研究序論に向けその万分の一なりとも寄与できれば幸いと願うものである。

注

- 1) 前駐ウィーン国際機関日本政府代表部総括公使
元政府代表／ハーグ弾道ミサイル不拡散部会／ワッセナー国際武器技術輸出監理部会
- 2) 創価学会戸田城聖第二代会長が「原水爆禁止宣言」を発表したのは1957年9月8日。核軍拡競争が激化する中でICBM（大陸間弾道ミサイル）の発射実験が行われ、地球上のどの場所にも核攻撃ができる状況が現実に入った時を選ばれたものと考察される。
そして、当時広がっていた核実験禁止運動の意義を踏まえつつ、問題の解決には核の使用を正当化する思想の根を断ち切る以外にないとして、戸田会長が「その奥に隠されているところの爪をもぎ取りたい」との言論により原水爆問題の核心を衝かれたものと拝察される。
- 3) ジョセフ・ロートブラット・池田大作対談『地球平和への探求』潮出版社2006年16頁
- 4) <https://www.sokayouth-media.jp/opinion/2425963.html>（23年12月26日閲覧）
- 5) ロートブラット・池田、前掲、181-182頁。
- 6) UNSC/RESOLUTION 984 adopted by the Security Council at its 3514th meeting on 11 April 1995. [on security assurances against the use of nuclear weapons to non-nuclear-weapon States that are Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of nuclear weapons]
- 7) 国連総会第1委員会（軍縮・国際安全保障問題）2022年10月3日一般討論における中満泉国連事務次長所信表明。